# 「とうしくん」キャラクター利用ガイドライン

平成 29 年 9 月 1 日日本証券業協会

(目的)

第1条 「とうしくん」キャラクター利用ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)は、「証券知識普及プロジェクト」のマスコットキャラクターである「とうしくん」のイラスト(以下「イラスト」といいます。)の利用に関し必要となる事項をまとめたものです。

(定義)

第2条 本ガイドラインで規定するイラストとは、<u>本協会所定のウェブページ</u>に掲げる 各イラストをいいます。

(権利関係)

第3条 イラストの著作権は、すべて日本証券業協会(以下「本協会」といいます。) に帰属します。また、「とうしくん」の呼称及び図形は、本協会の登録商標です(登 録番号第5771990号、第5831203号)。

#### (利用申請)

- 第4条 イラストの利用を希望する者は、あらかじめ本協会に対して次条に規定する利用申請を行い、本協会の承認を受ける必要があります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、イラストの利用申請及び本協会の承認は不要です。
  - (1)本協会の協会員、証券知識普及プロジェクトの参加団体又は行政機関が利用する場合
  - (2) 報道機関が報道の目的で利用する場合
  - (3) 一般個人が個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、 営利を目的とせず、公序良俗に適する表現において利用する場合

(利用申請の方法、承認手続等)

- 第5条 利用申請は、イラストの利用を希望する者が、イラストのダウンロードを希望する日の5営業日前までに、本協会所定のウェブページ<u>「『とうしくん』イラストデータ利用申請フォーム」を用いて行います。</u>
- 2 本協会は、前項の利用申請を受領した場合は、申請内容が証券知識の普及・啓発又

は証券投資に関するものか、営利を目的としているものか等を審査した上で、利用承 認の可否を判断します。

- 3 本協会は、利用の承認を行う場合は、その旨を通知します。その際、本協会は、必要に応じてイラストの利用方法その他について条件を付することができるものとします。
- 4 申請者は、利用承認されたイラストのデータを、<u>本協会所定のウェブページ</u>からダウンロードして利用します。
- 5 本協会は、利用承認を行わない場合は、その旨を申請者に通知します。この場合に おいて、本協会は、利用承認を行わないことについて、理由の開示請求その他のお問 合せに応じる義務は負わないものとします。

#### (報告)

第6条 前条第3項の利用承認を受けた者は、本協会が必要と認めるときは、資料を提出するなど、利用実態を報告することとします。

### (利用承認の取消し等)

- 第7条 本協会は、イラストの利用者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、イラストの利用承認の取消し、利用の停止請求その他一切の必要な措置を行うことができます。
  - (1) 第9条各号のいずれかに該当したとき。
  - (2) その他、イラストの利用に関して、本協会が不適当と認めたとき。
- 2 本協会は、前項に規定する取消しを行った場合は、「取消通知書」により当該取消 しを受けた者へ通知します。
- 3 前項本文の取消通知が到達した時点から、利用者は、当該取消しを受けたイラスト を利用することができず、当該イラストの利用を停止するために必要な削除、廃棄、 回収等の措置を速やかに行うものとします。

#### (利用料)

第8条 イラストの利用料は、無料とします。

# (禁止事項)

- 第9条 イラストの利用者は、イラストの利用に関して、次の各号に掲げる事項を行ってはならないものとします。
  - (1) 本ガイドラインに違反すること。
  - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがある表現に利用すること。
  - (3)「とうしくん」のイメージを損なうおそれのある表現に利用すること。

- (4)申請内容又は本協会が利用承認の際に付した条件と異なる利用方法で利用すること。
- (5) イラストの変形、デザインの変更等の改変を行って利用すること。
- (6) イラストを利用した物品を有償で頒布することその他営利を目的として利用すること。
- (7) イラストの利用権を第三者に譲渡、転貸又は承継すること。

(本ガイドラインの変更)

第10条 本ガイドラインは、本協会により、事前の通知なく変更される場合があります。

(本ガイドラインの解釈)

第11条 本ガイドラインの解釈について疑義があるときは、本協会普及推進部長がその解釈を決定します。

付 則 (令3.1.29)

この改正は、令和3年2月1日から施行する。